



# 東京浅草中央ロータリークラブ 週報

〒111-8765 東京都台東区西浅草 3-17-1 浅草ビューホテル 2階  
TEL. 03-3847-1111 FAX. 03-3847-0154 URL : http://www.asachu-rc.jp

## 2019 - 2020 年度テーマ

R.I. テーマ 「ロータリーは世界をつなぐ」

R.I. 会長 マーク・ダニエル・マローニ  
地区ガバナー 新本博司

クラブテーマ 「『温故知新』ロータリーを学びましょう。そして、美しいクラブ'浅草中央'の実現を!」  
クラブ会長 潮田幸一



## 本日の例会 (卓話)

「建築と私」

国際ロータリー第2580地区ガバナーエレクト 野生司義光様  
紹介者 藤掛靖元 会員

2020年2月19日

第1609回例会

会長 潮田幸一  
幹事 土師幸士

## 今後の例会 (卓話) 予定

2/26 祭日振替

3/4 炉辺会合報告会

3/11 「子どもに対する暴力をなくすための活動紹介」

認定NPO法人 国際子ども権利センター シーライツ 奥山桂子様  
紹介者 内田力 会員

3/18 移動例会 (3クラブ合同例会 16日・上野RC)

3/25 「RYLAで私が出たもの」(ローターアクト合同夜間例会)

RYLA学友 土方美樹様  
紹介者 常見英彦 会員



## 3月結婚記念日

2日 (23周年) 関根ご夫妻 ・ 14日 (10周年) 河村ご夫妻  
21日 (49周年) 岩戸ご夫妻 ・ 23日 (24周年) 矢野ご夫妻  
26日 (47周年) 松本ご夫妻

## 前々回 (2/5 1607回例会) の記録

### 来訪者紹介

◆ゲスト 0名

◆ビジター 0名

### 出席報告

総会員数	休会	出席免除	出席	欠席	出席率	修正出席率
51名	0名	10名	41名	5名	89.13%	1605回例会修正 出席率 85.00%

## 会長挨拶 <潮田会長>

- ・本日は、高橋通さんの入会式です。クラブ一同で歓迎したいと思います。よろしく願いいたします。
- ・本日の卓話は、「遺言、任意後見、信託—老後の安心と大切な方のために—」というタイトルで、公証人であります澤野会員に卓話をしていただきます。楽しみにしてお

りますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

- ・来週の例会は、沖縄で開催されます地区大会に移動例会となります。残念ながら参加が叶わなかった方もいらっしゃると思いますが、その方達の想いと一緒に参加して有意義な沖縄にしていきたいと思っております。皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

## 幹事報告<土師幹事>

- ①沖縄地区大会への参加諸経費の振り込み先ですが、支店名が雷門支店で普通口座となります。情報不足で失礼しました。口座名義が浜中清となっていますが、気にされないでください。
- ②ロータリー手帳の予約を受け付けます。名簿を回覧しておりますのでご記入ください。

- ③東京上野ロータリークラブより第34回奏楽堂コンサートのご案内が届いております。3月12日(木)午後4時より。ご希望の方はクラブ事務所までお申し出ください。
- ④次週12日は地区大会への移動例会となります。お間違いなきようお願い致します。
- ⑤例会終了後、第8回理事・役員会を開催します。該当される方はご参集ください。

## 委員会報告

### <親睦出席委員会 長沼委員長>

- ・今年度の会長幹事慰労会を6月28日(日)、29日(月)に決定致しました。
- 場所は、熱海温泉「大観荘」を予定しております。翌日29日は西熱海ゴルフ場を4組予約しております。会長幹事の一年間の最終行事に、会員の皆様、是非多勢のご出席をお願い申し上げます。

### <社会奉仕委員会 江連委員長>

- ・2月16日「第4回フラフェスin浅草」開催されます。メンバーの皆様宜しくお願い致します。

### <ロータリー情報委員会 渡辺委員長>

- ・炉辺会合のお知らせです。

### <青少年奉仕・ローターアクト委員会 常見委員長>

- ・東京浅草中央RAC2月第1例会が2月8日に行われます。今回は朴会長・白岩幹事の卓話です。皆様奮ってご参加下さい。

## ニコニコボックス

### <潮田会長、土師幹事>

- ・澤野さん、会員卓話を楽しみにしております。そして高橋通さんの入会を心より歓迎致します。

### <上野、佐藤、園部、山尾、天笠、後上、斎藤、本間、古谷、原田、長沼、小林、渡辺、内田、松丸、伊藤、上原、中村、立野>

- ・本日の会員卓話 澤野芳夫会員 「遺言、任意後見、信託—老後の安心と大切な方のため—」よろしく願いいたします。

### <澤野>

- ・本日の卓話、どうぞよろしく願いいたします。

### <江連、斎藤>

- ・100%出席の表彰をして戴きまして誠に有難うございました。

### <山尾、天笠、岩戸、片岡、渡辺、松本>

- ・お誕生日のお祝いをして戴き、有難うございました。

### <澤野、上野、坂本、佐藤、山尾、鶴原、岩戸、磯本、浜中、伊石、斎藤、常見、片岡、大塚、藤掛、長沼、丸岡、岩田、中村、高木、加藤、立野、植木>

- ・新入会員 入会式  
高橋通会員ようこそ、入会おめでとうございます。



高橋通新入会員

「遺言、任意後見、信託 —老後の安心と大切な方のために—」



浅草公証役場 公証人

澤野 芳夫 会員

- 1 皆様は、お元気でご活躍されておられますが、いずれ加齢や認知症等で意思能力が不十分な状態になるおそれがあります。意思能力が不十分な状態になってからでは、遺言や老いへの備えが難しくなってしまいます。例えば、意思能力が不十分になったときに、家庭裁判所が選任する後見人は弁護士や司法書士という親族以外の人となりますし、日常生活に必要なお金を除いて、大きなお金は銀行に預金として信託されてしまい、自由な引き出しができなくなります。また、遺言についても、意思能力がない状態で作成した遺言は無効となってしまいます。早期に老いの備えをされることをお勧めします。
- 2 遺言書はぜひとも必要です。私の家族だけは遺産争いにならないと思っている人ほど、後に紛争になるおそれがあります。次の場合には特に遺言が必要です。
  - (1) ご夫婦にお子様がいないとき。夫が妻に全財産を遺そうとしても遺言がないとその4分の1が夫の兄弟姉妹にいてしまいます。
  - (2) 亡長男の嫁が世話をしてくれたので、財産をあげようとしても遺言がないと嫁は相続人ではないので、財産を受け取れません。
  - (3) 内縁の夫婦は法的にはお互いに相続人ではないため、遺言がないと財産を受け取れません。
- 3 意思能力のある段階で、将来の後見人を選ぶことが可能です。任意後見契約を結べば、信頼するご家族を後見人に選任できます。
- 4 家族間の信託契約も便利です。
  - (1) 障害のある子をお持ちの場合、ご自身が亡くなった後のことを考慮して、例えば障害児とは別の子を受託者として財産の管理と障害児への金銭給付を委ね、最終的には財産をその受託者が引き継ぐとすることができます。
  - (2) 先妻との間に子Dがいて、最終的にはDに財産を引き継がせたいが、現在の妻が存命中は妻を自宅に居住させたいという場合も信託を利用すればスムーズにいきます。
  - (3) 長男に事業を継がせたいが、他の兄弟たちの遺留分侵害が気になるという場合も長男を受託者とする信託を利用することで解決できます。
- 5 改正相続法の注意点
  - (1) 改正法では、登記が重視されています。法定相続分を超える遺贈を受けた者は早く登記を済ませないと、法定相続分を超えた部分を取得できなくなるおそれがあります。
  - (2) 配偶者居住権の制度が新たに設けられましたが、配偶者居住権は譲渡できませんので、これを売却して施設に入る費用に充てるということではできません。
  - (3) 遺言書の法務局保管の制度ができましたが、遺言作成者本人が法務局に行かなければなりませんし、法務局の係官は遺言者の意思能力の有無を審査しないので、後で遺言が無効であると争われるおそれがあります。公正証書遺言ではこれらの問題はありません。



## 第4回 フラフェスin浅草



<今週担当 片岡孝之>